

○多治見市火入れに関する条例

昭和59年3月27日条例第9号

改正

令和7年12月23日条例第44号

多治見市火入れに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市において行う森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条及び第22条に規定する火入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、申請書2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 火入れを行おうとする森林又は土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

(2) 申請者以外の者が所有し、又は管理する火入地の場合は、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が請負契約に基づき火入れを行おうとする者である場合は、その請負契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、前条の申請に係る火入れが次に該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が法第21条第2項各号の一に該当すること。

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後において、延焼その他危害の発生のおそれがあると認めるときは、火入れの差止め又はその方法若しくはその期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき10日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

(1) 火入地を2ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合

(火入れの通知)

第8条 火入者は、火入れを行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

- 2 火入責任者は、火入れに際し、許可証を携帯しなければならない。
- 3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ、火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

- 第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については幅10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。
- 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、これを省略することができる。

(火入従事者)

- 第12条 火入者は、火入れに当たっては、次の各号に掲げる1回の火入れの面積に応じ、当該各号に定める火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタール以下 3人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合 その超える面積0.5ヘクタールまでごとに3人を前号の人数に加えて得た人数以上

- 2 火入者は、くわ、ショベル、のこぎり、背負式消火水のう等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

- 第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

- 第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

- 第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長への通知等)

- 第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせるすることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第44号）

この条例は、令和8年1月1日から施行する。